

新型コロナウイルス感染症に対応する東北医科薬科大学の活動指針[2021.4.1改定版]

2020.9.7 制定

★ 2021年4月1日現在、レベルは「2」となります。レベルの設定にあたっては、全国の感染状況及び政府の方針等を参考として、本学が総合的に判断しています。

★ 本指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて各学部・各部局ごとに対応を判断することもあります。

★ 個人レベルでの感染防止対策<毎日の体温測定、3密（密閉、密集、密接）の回避、不要不急の外出自粛、マスク着用・咳エチケットの励行、適切な手洗い（アルコール消毒）の実施>

★ 附属病院における学生実習及び診療活動については、福室本院・若林病院それぞれ別に定める「COVID-19 アクションプラン」に基づきます。

| 本学のレベル | 学生のキャンパス入構制限 | 授業（講義・演習） | 授業（実験、実習及び実技） | 学生の課外活動（部活動、サークル、ボランティア活動） | 研究活動（大学院生、学部生含む） | 窓口業務 | 事務業務 | 式典・イベント・学内会議 | 物品購入・検収 | 教職員の出張・旅行等 |
|------------------------------|--|---|--|--|--|---|---|--|---|---|
| レベル0 (通常) | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り |
| レベル1 (要注意) (一部の活動制限) | 感染拡大防止措置の上、入構可とする。 | 原則対面による実施とする。ただし、感染拡大防止措置の上、人数制限を行う。 | ①原則対面による実施とする。ただし、感染拡大防止措置の上、人数制限を行う。 ②学外実習は実習施設と協議の上で実施を判断する。 | 感染拡大に最大限の配慮をした形態と認められた場合に限り、課外活動を許可する。 | 感染拡大防止措置の上、学内での研究活動を認める。ただし、学生に登校を強要しない。 | 窓口業務を行う場合、マスク着用、ビニールシート設置など感染拡大防止に留意して実施する。 | ①通常と同様の範囲の業務を行うが、連絡はメール、電話を積極的に活用する。 ②公共交通機関利用者に対し、時差出勤を促す。 | ①必要性の高い式典・イベントのみ、感染拡大に最大限に配慮して実施する。 ②オンライン会議または書面会議を積極的に行うものとする。 ③感染拡大防止措置の上、対面会議も可能とする。 | ①物品購入は、通常通りとする。 ②業者は入構時に検温を受ける。 ③検収はマスク着用など感染拡大防止策を講じて実施する。 | 出張・旅行先等の感染予防策を確認し、措置が講じられている場合は可とする。出張の場合、あらかじめ学部長の許可を必要とする。 |
| レベル2 (要警戒) (中程度の活動制限) | 原則入構禁止とする。ただし、授業（実習等）等において大学が許可した場合、感染拡大防止措置の上、入構可とする。 | ①対面と遠隔を適切に組み合わせて実施する。 ②対面の実施は、感染拡大防止措置の上、人数制限し、優先順位が高い科目を中心に実施とする。 | ①原則対面による実施とする。 ②感染拡大防止措置の上、人数制限し、一部遠隔実習等も取り入れる。 ③学外実習は実習施設と協議の上で実施を判断する。 | 原則活動禁止とする。 | 感染拡大防止措置の上、学内での研究活動を認める。ただし、学生に登校を強要しない。 | 窓口業務を行う場合、マスク着用、ビニールシート設置など感染拡大防止に留意して実施する。 | ①通常と同様の範囲の業務を行うが、連絡はメール、電話を積極的に活用する。 ②公共交通機関利用者に対し、時差出勤を促す。 | ①不要不急かつ「3密」を伴う式典・イベントは、自粛するものとする。 ②オンライン会議または書面会議を積極的に行うものとする。 ③感染拡大防止措置の上、対面会議も可能とする。 | ①物品購入は、直近に必要であるものに限る。 ②業者は入構時に検温を受ける。 ③検収はマスク着用など感染拡大防止策を講じて実施する。 | ①感染が拡大している地域への出張は、業務上やむを得ない場合のみとする。なお、あらかじめ学部長の許可を必要とする。 ②不要不急の旅行等は、自粛するものとする。 |
| レベル3 (高度警戒) (大幅な活動制限) | 原則入構禁止とする。 | ①遠隔による実施とする。 ②対面は禁止する。 | ①原則学内実習は遠隔のみによる実施とする。 ②学外実習は実習施設と協議の上で実施を判断する。 | 活動禁止とする。 | 感染拡大防止措置を行い、研究活動を必要最小限とした上で、学内での研究活動を限定的に認める。 | 窓口業務は、原則行わないものとする。 | ①学内において分散勤務を実施する。 ②課員を不在としない範囲で、交代での在宅勤務を行い、在宅勤務者は、在宅で処理が可能な業務を行う。 ③連絡は対面を避け、原則メールまたは電話でのやりとりのみとする。 | ①原則式典・イベントは延期または中止とする。 ②緊急事態対応の会議以外は、原則オンライン会議または書面会議で実施する。 | ①物品購入は、直近に必要であるものに限る。 ②業者は入構時に検温を受ける。 ③検収はマスク着用など感染拡大防止策を講じて実施する。 | 不要不急の出張・旅行等は自粛するものとする。出張の場合、あらかじめ学部長の許可を必要とする。 |
| レベル4 (緊急事態) (必要最低限の活動) | 入構禁止とする。 | ①遠隔による実施とする。 ②対面は禁止する。 | ①学内実習は遠隔による実施とする。 ②学外実習は禁止する。 | 活動禁止とする。 | 学内における研究活動を原則禁止する。ただし、機能の最低限の維持（生物の維持・管理、液体窒素の補充等）のため、学部長の許可の上、教員等の建物立入を可能とする。 | 窓口業務は禁止とする。 | ①大学機能を最低限維持するための業務のみを行い、連絡はメール、電話を中心とする。 ②職員は原則在宅勤務を行い、在宅勤務者は、在宅で処理が可能な業務を行う。 ③業務のため、入構する必要がある場合は、事前に上長の許可を得るものとする。 | ①全ての式典・イベントは延期または中止とする。 ②オンライン会議または書面会議で実施する。 | ①原則物品購入不可とする。 ②業者は入構禁止とする。 ③原則検収を行わない。 | 全ての移動を禁止する。 |

※ 本指針は、状況に応じ、今後見直しを図ることがあります。